

総務文教常任委員会記録

平成29年 8 月 23 日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

平成29年 8 月 23 日 日程及び付議事件

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	8 月 23 日 (水)	案 件 鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会について 〔説明、質疑〕

1 出席委員氏名

委員長	古賀和仁	委員	中村直人
副委員長	下田寛	〃	久保山博幸
委員	小石弘和	〃	松隈清之
〃	尼寺省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	石丸健一
総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	鹿毛晃之
総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長	田中秀信

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

5 日程

鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午後 1 時58分

開議

古賀和仁委員長

ただいまから、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しておりますように鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会について報告をお願いしたいと思います。

以上よろしく御了承をお願いいたします。



鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会について

古賀和仁委員長

それでは、市庁舎整備基本計画策定委員会について報告をお願いします。

石丸健一企画政策部長

こんにちは。

本日は、今、委員長からお話がありました鳥栖市市庁舎整備基本計画の進捗状況を、6月22日に第1回目を開催いたしました外部委員で構成しております鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会での意見なども交え、報告、御説明をさせていただきます。

また、次の第2回の策定委員会は8月28日に予定しておりますが、9月定例会の期間中に御報告し、御審議いただきたいと思いますと考えております。よろしくをお願いします。

それでは説明させていただきます。

鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

改めましてこんにちは。

そうしましたら、6月22日に開催をいたしました第1回鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会の概要につきまして御説明をさせていただきます。

資料は、当日配付、使用いたしました資料を御準備させていただいております。

まず、当日の式次第をごらんいただきまして、当日はこちらに掲げております1. 開会から9. 閉会までこういった形で議事を進めておりますが、この中で、4. 委員長・副委員長の選出についてまず御報告をさせていただきます。

当委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、策定委員会の設置要綱で、委員の互

選により定めるとしておりました。

策定委員会の委員につきましては、お手元の資料、鳥栖市市庁舎整備基本計画策定委員会委員という名簿、あるかと思いますが、これにつきましては、さきの6月定例会の委員会の中で、メンバー構成につきましてはお示しをさせていただいておりますけれども、その後22日の委員会の中で、委員長につきましては、佐賀大学の大学院工学系研究科教授の三島伸雄様、また副委員長には、鳥栖市区長連合会の副会長、田代本町の半田紀久郎様に副委員長をお願いするということが決定をしております。

なお、この委員会につきましては、各分野から8名の方に御就任いただいておりますけれども、下から2番目ですね。建築分野から御就任いただいております佐賀東部土木事務所、建築課長の松尾浩幸様に当初、第1回目御就任いただいておりますけれども、1回目の会議に御出席いただいたんですけれども、県のほうで7月に人事異動が発令されて、松尾課長から井上祐治課長へ異動されておりますので、次の第2回の策定委員会からは井上建築課長様が御出席される予定でございます。

なお、井上委員への委嘱状につきましては第2回策定委員会の中で行うこととしております。

次に、当日次第でいきますと、5. 市庁舎整備の基本的考え方についてでございます。

資料は左とじのやつでございますけれども、今回の市庁舎整備に関しましては、平成29年1月に策定をいたしました鳥栖市庁舎整備の基本的考え方に基づきまして進めることとしておりまして、当日は委員の皆さん方に、この鳥栖市庁舎整備の基本的考え方という資料を基に御説明をさせていただいたところでございます。

資料、ちょっとめくっていただきまして、この資料につきましては、議会のほうにも策定以降に御準備させていただいておりますので、ごらんいただいていたと思いますけれども、当日の意見等も踏まえまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、開いていただきまして1ページ左側でございますけれども、ここには庁舎の概要ということで、もう改めてこの場でお伝えするまでもないと思っておりますけれども、本庁舎につきましては、昭和42年に建設をされまして49年が経過をするということで、これまでの間、大規模な改修等は行っておりませんので老朽化が進んでおりますというようなことを委員の皆さん方のほうにお伝えをしたところでございます。

なお、本庁舎以外に、北別館、南別館等々の建物ございますので、現在敷地内にこういった建物があり、その建物についての床面積や建築年度、また構造等々について説明をしたところでございます。

それで、右側2ページには、庁舎整備の検討経緯ということで、まず(1)としてこれまでの

検討経過ということで御説明いたしましたけれども、平成11年度に本庁舎の耐震診断を行っておりますけれども、その結果といたしましては、耐震補強が必要というふうなことでございまして、それに対してどういった対応をしていくのかということ、議論を重ねてまいりましたけれども、ここに書いてありますように、財源等の問題等もありまして最終的な結論に至っておりませんというようなことを御報告しております。

じゃあ、その課題をどうしていくのかというところで、中段(2)でございしますが、鳥栖市庁舎に関する庁内検討会での検討と。平成28年、昨年4月に発生いたしました熊本地震、これによりまして宇土市を初め、耐震性能不足というような庁舎が損壊をし、防災拠点となるべき庁舎がですね、機能を果たせなかったというようなことがありまして、本市におきまして平成28年8月22日に今後の方針について検討するためということで、鳥栖市庁舎に関する庁内検討会を設置したところでございます。

その後、10月には今度は鳥取のほうでも地震が発生するなど、いつどこで大きな地震が起こるかわからないということから庁舎整備について早急に取り組むための基本的考え方を取りまとめる必要があるということで、この考え方の取りまとめに至ったところでございます。

なお、議会のほうからも、平成28年6月に市庁舎に関する意見書が出されたところでございます。

資料、めくっていただきまして、3ページ、4ページには、新庁舎整備の背景ということで、まずは今の庁舎の現状と課題ということで委員の皆さん方のほうに御説明をしております。

まず、1点目が耐震性能が不足してますということで、先ほど言いましたように耐震診断を行っておりますけれども、結果として耐震性能が不足しているという判断結果が出ております。この本庁舎と同時期に建設された北別館、西別館については耐震診断を行っておりませんが、耐震性能が不足しているという可能性が大いにあると。

さきの熊本地震や鳥取中部地震で同じように、そういった庁舎が損壊するということになりますと、いざというときに拠点機能、災害拠点としての機能を果たせないということから庁舎の耐震性が改めてクローズアップされ、本市におきましてそういった議論を重ねてきたということをお伝えしております。

2つ目、建物・設備の老朽化。

本庁舎につきましては、コンクリート強度の低下やコンクリートの中性化に伴う鉄筋の腐食など、構造体力の低下が懸念されているということで、外壁なんかも、結構あちこち崩落しておりますし、サッシ部分等につきましても腐食があったり、また屋上の防水機能が劣化

をしていると、そういった箇所が見受けられますし、あと内部等におきましても、電気設備であったり空調設備や給排水等についても老朽化が進んでおりますというようなことでございます。

あと、3項目め、庁舎の狭隘ということで、さまざま業務が多様化する中で、事務量もふえてきておりますけれども、いわゆる事務所内、庁舎内が手狭になってきているというような現状がございますということ。そういう中で、プライバシー面ということで、今さまざま市民の皆様から相談等をお受けする機会がありますけれども、なかなかきちんと相談を受けるための区分け、セパレートされたブースなんかがないということからプライバシーに対する確保等への問題も発生している。

また、セキュリティー面ということで、窓口カウンターと実際職員が執務するスペースの距離がちょっとなかったりする場合に情報漏えいとか、そういったものへのセキュリティー面にも問題があるといった点や、会議室につきましては慢性的に不足しているということから会議室が足りないじゃないかといった問題も発生しているというような現状をお伝えしております。

それから、4項目めといたしまして、ユニバーサルデザインと書いておりますけれども、庁舎は不特定多数の皆さんが利用される建物でございます、誰もが利用しやすいような庁舎であるべきです。しかしながら、ここに書いておりますように、佐賀県福祉のまちづくり条例というところで、ユニバーサルデザインへの対応項目がありますけれども、そこを改めて当てはめてみますとこういった形で、必ずしも十分な対応ができていないと言えないというような現状がありますというふうなことをお伝えしたところでございます。

じゃあ、そういった状況をどうしていくのかということ、(2)ですけど、現庁舎における課題に対する手法ということで、これまで述べました課題等への対策としては、現庁舎の耐震補強及び大規模改修と新庁舎整備のいずれかの方法が考えられるのではないかとということなんですが、仮に、現庁舎の改修を行ったとしても建物自体の寿命が大幅に延びるものではないので、建てかえたとしてもそんなに長い期間、庁舎がもたないということから、この現状を解決するためには新庁舎の整備が適当であるというような結論に至ったところでございます。

めくっていただきまして、5ページになりますが、最後に書いておりますけれども、現庁舎につきましては、ちょっと説明、省略してしまいましたが、物理的耐用年数までの期間が短いというようなことで、耐震補強を行うことで庁舎機能が制限されるため新庁舎を整備するというところで、ここで新庁舎整備の方針を決定したところでございます。

続きまして、右側6ページになりますが、では新庁舎をどういった考え方に基づいて建て

ていくのかというところになります。まず(1)、施設規模でございますが、庁舎の必要面積を算出する方法といたしまして、総務省のほうで使っております起債対象事業費算定基準というのがございます。これが、一般的に庁舎建設をする際に必要な面積を算出するための資料として用いられておりますけれども、職員数や議員数から新庁舎に必要な床面積を算定するというものでございます。

これによりますと、四角で囲っておりますけれども、今回、新庁舎を整備するとなった場合、その新庁舎に最低限必要と考えられる床面積は約1万平米程度と。ただし、これからいろんな機能なんかの話をしていく中で、それによって増減がありますということで、一定、目標といたしますか、設定値としては1万平米程度の敷地面積を要するというようなこととなったところでございます。

次に、(2)建設場所でございますが、庁舎を建設する場所については、次の要件を満たす必要があるとしております。

1つ目が、市民の利用に便利な位置であること。

これは、ここに書いておりますように、地方自治法第4条第2項に定めがありますけれども、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」ということがうたっております。

市民の皆さんが一番利用されますので、その市民の皆様方にとって利用しやすい場所であるべきということでございます。ほかには、防災拠点としての安全性が確保されること。経済性にすぐれていること。一定規模の面積が確保できること。建設に早期着手することができること。こういった要件を満たすところが建設場所としてふさわしいということで、この考え方の中でうたっております。

この分につきましては、後ほどちょっと詳しく触れてまいりますので、ここではこの程度で先へ進ませていただきます。

こういった建設場所の要件を満たす場所をこれから探していくということになるんですが、四角枠で囲みにしておりますけれども、新庁舎の建設場所につきましては、現庁舎敷地についてですね——今ここに、庁舎が建っておりますこの場所ですけれども。ここについては、これらの要件を満たしておりますので、今後これらの要件を踏まえ、この現庁舎以外の土地で複数の候補地を検討していくということにしたところでございます。

なお、第1回目の策定委員会の中で、委員さんの中からちょうど策定委員会の当日の朝、新聞報道がありましたけれども、現在地の用途地域が、いわゆる既存不適格というようなところの報道がなされましたので、この現在地については、全ての要件を満たしていますとい

う説明に対して大丈夫ですかね、というような質問があったところでございます。

これにつきましては、昨年から庁舎建設に関係なく、現状不適格というような現状を是正するための用途地域の変更手続を行うとしておりましたので、その旨を委員の皆様方のほうにお伝えをしたところでございます。

次に、(3)施設の機能ですが、新庁舎を整備するに当たりましては、次のような機能が求められると考えております。

まず今回、熊本等初めとする地震等によりまして、いざというときに市民の皆様を守ることはできないおそれがあるという現庁舎ではいけないということから、防災拠点としての機能を満たすもの。それと、全ての方に利用しやすい機能。わかりやすい窓口機能。職務上効率的な機能。経済性にすぐれ、環境に配慮された機能。こういった機能を有する、そういった庁舎を目指していくとしたところでございます。

それで、資料を済みません、めくっていただきまして、7ページになりますが、では次に、その建設する庁舎の事業費と財源についてここで触れております。

この基本的考え方を策定した平成29年1月の時点では、ここに書いていますように、一般財源と一般単独事業債を借りて庁舎を建設するというような状況でございましたので、その時点で、今後活用できる国の交付金や交付税措置等について十分調査を行いながら財源等の確保に努めていきたいということでこの考え方を設定したところですが、平成29年1月に国のほうが、市町村役場機能緊急保全事業という財政支援を打ち出しました。

資料が、別に準備させていただいているかと思えますけれども、A4、1枚でタイトルが、市町村役場機能緊急保全事業と書かれたものでございます。

この財政支援メニューですけれども、対象事業は、1に書かれておりますけど、「昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化ができていない市町村の本庁舎の建替え事業」なおかつ、2の要件ですが、「公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの」とされておりますので、本市の場合、これに合致をするということになるかと思えます。

財政措置でございますが、今回のこの起債のポイントといたしましては、起債の充当率が90%以内ということと、あと交付税措置がされるというようなところが大きなポイントでございまして、交付税措置につきましては、ここに書いてありますけれども、起債対象経費の75%を上限にこの範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入するというようなものでございます。

ただし、この起債につきましては事業年度が決められておりまして、平成32年度までというような時限が付されているものでございます。

ですから、この起債が出されたということから、本市といたしましては、この有利な起債を活用した庁舎建設を行いたいということで、委員会のほうでもその旨御説明をさせていただいたところです。

次に、(5)事業手法でございますが、じゃあ、そういった財源等を使って、こういった手法を使って庁舎を建てていくのかということがこの部分になってまいりますけれども、整備の方法といたしましては、考えられるのは最も一般的な設計、施工をそれぞれ分離発注する、いわゆる従来方式のやり方。あと、設計、施工を一括で発注するデザインビルド方式、また民間資金等を活用したPFIであったり、リース方式とかそういったものが考えられますが、決められた期間内に確実に、安全に庁舎を建設していくための事業手法としてこういったものが一番ふさわしいのか、そういったものを、今回のこの基本計画策定の中で策定委員の皆様の見解等をお伺いしながら決めていくということで御説明させていただいたところでございます。

次に、右側の8ページへ移りたいと思いますが、庁舎整備のスケジュールということで、今後の進め方をお示ししておりますけれども、先ほど言いましたように、この鳥栖市庁舎整備の基本的考え方というのが、いわゆるバイブルになるかと思うんですけれども、これに基づきまして、今後市民の皆様や議会、そして有識者の皆様の御意見を反映しながら今年度、平成29年度に鳥栖市市庁舎整備基本計画の策定を進めていくこととしております。

基本計画の内容ですけれども、四角枠に書いておりますけれども、内容といたしましては、施設規模、建設場所、配置、構造、施設機能、概算事業費、財源、事業手法、事業スケジュールなどの項目につきまして内容を決めていくということとしております。

その後、基本設計、実施設計、そして建設工事と進んでいくわけですが、資料9ページ。こちらに、年度ごとのスケジュールをお示ししておりますが、もともと今回のこの庁舎整備が耐震性に問題がある本庁舎、いつ大きな地震がくるかわからないということから、倒壊して防災拠点としての機能を果たせないと市民の皆様を守れないということが危惧されるので、新庁舎整備については早急に取り組むということで、このスケジュールを立てたところでございます。

この時点では、平成28年度中に基本的考え方を示しましたので、平成29年度、今年度中に基本計画を策定し、策定後速やかに平成30年度に基本設計、そして31年度実施設計、平成31年度中には建設工事に入りまして、平成34年度からの新庁舎での運用を開始したいということで、平成29年1月の時点でこういうスケジュールを立てたところでございます。

ですが、先ほど申し上げましたように、国のほうから有利な財源が示されましたので、この財源の期限が平成32年度までとなっております関係で、現在平成32年度竣工計画を目指した基

本計画策定の中で、どういった形で、手法でやることができるのかという議論を今深めているところでございます。

以上が、鳥栖市庁舎整備の基本的考え方、ちょっとかなりはしょっていききましたのでおわかりにくいところもあるかと思いますが、こういった形でまずは委員の皆様方に今の鳥栖市庁舎の現状、それから庁舎整備に対する考え方を説明させていただいたところでございます。

続きまして、当日式次第に行きますと6番となりますが、市民アンケートについて御説明をさせていただきます。

資料は、「鳥栖市市庁舎建て替えに関するアンケート」と書かれたもの、よろしいでしょうか。

基本計画策定に当たりまして、市民の皆様には庁舎建設に対するさまざまな御意見等を頂戴しそれを計画に反映していくという目的でアンケート調査を実施いたしました。

7月に発送いたしまして、7月31日までの期間、18歳以上の市民の皆様の中から2,000名の方を無作為抽出させていただきまして、郵送による発送、回収という形で調査をさせていただきました。7月31日締め切りとしておりましたが、2,000通お送りした中で1,092通の回答いただきまして、回収率といたしましては54.6%の回答をいただいたところでございます。

実は、このアンケートの実施に当たりましては、策定委員会の中で、アンケートの調査項目等につきましてもさまざま御意見をいただいて、でき上がって最終的に発送したのが今お手元にある資料でございまして、実は、今、1回目に使った資料というのは、ホームページ上で、会議公開で全部公表しているんですが、そのとき使った、今公開している資料は委員会にかける前のアンケートなものですから、今皆様方お手元にお持ちの分とホームページ上に公開されている分とはちょっと中身が変わっております。というのが、委員会の中でさまざま意見が出て、その後に修正を加えて最終案として発送したのが今お手元にあるアンケートですので、ホームページに上がっているのは素案といいますか、第1案の分が上がっておりますので、そここのところをちょっと御理解いただきたいと思っております。

アンケートにつきましては、回収が終わったところでございますので、このあと分析等を行いまして、市民の皆さんの意見を計画策定のほうへ生かしていきたいというふうに考えております。

その結果等につきましては、ホームページ等を活用して準備でき次第、市民の皆様にも公表していきたいというふうに思っております。

次に、当日の式次第でいきますと7.市庁舎の建設候補地の考え方についてでございます。

市庁舎建設候補地の考え方ですけれども、先ほどの基本的考え方の中で、庁舎整備の基本となる考え方として、建設場所については、市民の利用に便利な位置であること。また、防

災拠点として安全性が確保されること。経済性にすぐれていること。一定規模の面積が確保できること。建設に早期に着手することができること。これらの考え方に基きまして、建設候補地を抽出するというにしております。

具体的なその建設候補地の抽出の仕方ですが、資料の1ページ中段以降にお示しておりますけれども、まずア、市民の利用に便利な位置であること。

これは、先ほど言いましたように地方自治法のほうでも定めがありますので、この考え方に基いて要件を出しておりますが、要件としてはまず1つ目、市域全体から見た市庁舎の位置、2つ目、交通の事情、3つ目、他の官公署との関係と、こういった要件を満たすところを抽出するとしております。

まず、1つ目の市域全体から見た市庁舎の位置でございますが、これは市民の利用に配慮された位置として、人口重心に近接していることを要件とするとしてございまして。

この人口重心につきましては、説明書きを書いておりますけれども、人口の一人一人が、仮に市民の皆さんが一人一人同じ重さを持つと仮定して、その地域の人口が全体として平衡を保つことができる点を人口重心と定めたところでございまして。

この人口重心につきましては、委員会の中で委員の皆様から、この人口重心とは人口密度を考慮してのことなのかというようなところで、ちょっと説明が必要ではないかというような御意見が出ましたので、今皆様方お持ちの資料に追加記載で、鳥栖市全域に居住する市民全体のバランスがとれる地点のことを言いますというような記述を追加したところでございまして。

地域全体の中で、特定の地域が密集しているところじゃなくて、地域全体の中で、皆さんがそれぞれ同じ重さを持ったときに、いわゆる天秤にかけたときにどこでバランスがとれるのかということをお人口重心としておりますというようなことでございまして。

それで、資料2ページめくっていただきますと、じゃ実際、その人口重心地点ってどこなのかということなんですが、ここに緯度、経度を書いておりますけど、場所的には元町の1359番地7付近ということで、これは平成22年度の国勢調査によります人口中心地になりますが、場所的にはちょうどパチンコラッキー付近がこの地番に該当いたします。

ただ、この基礎数値が平成22年国勢調査ということで、最近、平成27年度版の最新の人口重心地が発表されまして、結果といたしましては、この元町1359番地7、パチンコラッキー付近なんですけど、これから約50メートルぐらい北上したところ、商工会議所、HONDAさんとか、あのあたりのほうに少し地点が移動っていいですか、北上しているというのが最新の資料でございまして、この部分につきましては今皆さんのお手元には平成22年度数値ですけれども、次、第2回目の策定委員会に上げる委員さんへの資料では、ここは平成27年度版の数値として修正をしておるところでございまして。

次に、交通の事情ということですが、いわゆる市民の皆さんが庁舎にこられるときに、交通の便で便利なところがいいということになります。まず自家用車で来庁される皆さんへの配慮ということで、主要な幹線道路から近くにあつて、かつ2車線以上の道路が接続されていることを要件とすると。そういった車でお越しになる方への配慮。それから、2項目めは、公共交通機関の利便がよいことということで、公共交通機関を利用して市役所のほうにお越しになる市民の皆さん、公共交通とは、駅またはバスでお越しになる方を想定しておりますが、そういったところの位置に近接しているところ。

それと、あと3番目といたしまして、他の官公署との関係ということで、市民の利用が多い国、県の機関に近接していることを要件とすると。いわゆる、市役所だけにとどまらず、国や県の機関との手続等々で連携して手続がとれたら市民の皆さんにとって便利であろう、いうところがございます。

じゃあ実際、そういった機関は何かあるのかということですが、3ページ右側上に書いておりますけれども、国の機関としては税務署、それから法務局、あとハローワーク。県の機関といたしましては、総合庁舎で東部土木事務所や保健福祉事務所、あと鳥栖警察署、あと国、県ということではございませんけれども、鳥栖消防署といったものが市内に機関としてございます。

それを地図上に落とし込んだのが、真ん中の国、県機関の位置ということになります。

こういった公共機関が市内にあるわけですが、要は、個々のそれぞれを近接すると、要はお互いを行き来するときに一番行きやすい場所はどこなのかということで見るときに、歩いて移動できる、徒歩で二、三十分ということで半径約1,500メートル圏内であることを近接しているという要件に位置づけたいということで、それぞれの官公署から1,500メートルの範囲でぐるっとサークルを引ましてそれが全て重なり合うところ、この3ページの図面の右下ですね。円の半径1,500メートルと書いている分の一番真ん中の黒いところ、ちょっと楕円形といいますか、レモンのような形をしているところ、ここがそれぞれ重なり合うところ。ここが一番市民の皆さんにとって便利がいいところであるだろうというようなことがございます。

次に、めくっていただきまして、資料4ページには、次の視点として、イ、防災拠点として安全性が確保されることと。

ここでは要件といたしまして、敷地の安全性ということで、災害時の防災拠点としては次の要件を全て満たすことを要件としております。

まず、地震防災マップにおける揺れの予測が震度6強でないこと。また、洪水ハザードマップにおける予測が浸水する範囲でないこと。砂防法における砂防指定地でないこと。また、

地すべり等防止法における地すべり防止区域でないこと。急傾斜地法における急傾斜地崩壊危険区域でないこと。土砂災害防止法における土砂災害警戒区域であったり土砂災害特別警戒区域でないこと。この全ての要件を満たすところが敷地の安全性が確保できると言えるとしております。

こういった説明をしていく中で、消防署のほうから就任いただいております委員さんのほうから、防災の視点からなんですけど、実際災害が起こったときには、鳥栖・三養基消防本部であったりとか、鳥栖警察署がそういった活動の拠点となり得るということで、そういった消防署であったり警察署と近接しているということも重要な視点、要素じゃないのかという御意見が出されましたので、委員会の中で御審議いただきまして、要件といたしまして災害応急対策活動に必要な施設との距離、これも重要なポイントであるということで要件として項目の追加をしております。

また、災害発生時には、緊急輸送道路を使ったいろんな物資であったりとか活動が行われますけれども、この緊急輸送道路というのは、災害直後から避難救助を初め物資供給等の応急活動のために、まず最初に道がきれいに確保されるものでありまして、そういった緊急車両の通行を確保すべき重要な路線に近接することも重要な要件であるということで、建設候補地を評価をする際には、この緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路との距離を評価項目として検討することを確認しているところでございます。

第1次緊急輸送道路は示しておりますように、黒で白抜き、国道3号、34号、500号、県道17号ですね。

第2次緊急輸送道路は、白丸の5、6、7、8、いわゆる県道ですね、となっております。

これを具体的に地図に落とし込みますと、右側の5ページになりますが、第1次、第2次緊急輸送道路を図でお示しておりますけれども、こういった形で緊急輸送道路に近接しているところが敷地の安全性として防災拠点としての安全性は確保されるということで位置づけをしたところでございます。

次に、資料めくっていただきまして6ページ。

ウ、経済性にすぐれていること。

ここでは、1つ目の項目といたしまして、大規模な造成等が不要であり、2項目め、市有地を優先するとしております。

まず、大規模な造成等が不要であることなんですけど、考え方として経済性にすぐれているという視点で候補地を選定してまいりますので、新たな大規模な造成であったり移転補償等の必要がないことを要件とするとしております。

また、財政負担の軽減を図るために、新たな用地取得が要らない市有地を優先するという

ことで、市有地を優先するという要件を設けているところでございます。

次に、エ、一定規模の面積が確保できること。

1項目めとして、最低限必要な敷地面積があり、2項目め、土地の形状がある一定整形されているということでございますけれども、まず最低限必要な敷地面積につきましては、先ほど総務省の基準で算出いたしました職員数等による最低限の敷地面積、これは庁舎本体と駐車場スペースとなりますが、それで1万平米以上を確保できること、なおかつ土地の形状としては、ある一定の広さと敷地といびつな形ではない、いわゆる整形確保ができること、そういったものを要件としております。

ここで、①のところ、「但し、学校用地及び都市公園は対象外とする」としてしておりますが、この文言につきましてはオの項目でちょっと説明いたします。ちょっと移動させておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、オということで、建設に早期着手することができること。

この要件といたしましては、1つ目が用地取得の確実性。2つ目が建築物がないこと。

早期に建設することができるという考え方に立つと、用地取得の確実性ということからすれば公有地を要件とすることが必要だと。その場合、先ほど言いました公有地の中でもさまざまございますが、現実、学校用地や都市公園はさまざま規制等もございますので、これは除外するというので、この、①の用地取得の確実性の部分で用地取得の確実性から公有地を要件とする。このあとに、「但し、学校用地及び都市公園は対象外とする」ということで修正をかけております。

次に、2つ目として建築物がないこと、これも早期着手するためには、既に建物が建っておりますと移転交渉や解体に時間を要するため、建築物がない、いわゆる更地といいますか、そういったところを要件とするとしたところでございます。

こういった建設地を抽出するための項目をさまざま委員の皆様で議論していく中で、最終的に、具体的にこの市庁舎現在地が一つ有力な候補地であり、これと比較するところをこういった基準の中で、委員の皆さんの意見をもとに選んでいきたいという中で、そうであるならば、この最後のオの建設に早期着手することができることという考え方に立っていくなれば、公有地を優先するというようなところから選定を始めていく必要があるんじゃないかというような意見も出まして、その後の作業としては、具体的な建設候補地の抽出に当たっては、まずは公有地、それから建築物がない1万平米以上の土地から選定作業に入っていくということとしたところでございます。

最後に、右側7ページでございますが、その建設地の選定の流れとなりますけれども、基本計画策定委員会の皆様にお願ひしたのは、基本計画策定に必要なさまざまなお立場からの

御意見を広くいただきたいということをお願いしながら、建設候補地を選定するに当たってまずは建設候補地の考え方に対する議論をお願いし、そこで深まったものを我々が持ち帰らせていただいて、その建設候補地の考え方に合致する候補地を抽出して、その結果を委員の皆様方に報告をします。

そして、その抽出した候補地の中から最終的な候補地を絞り込むための評価項目をまた委員の皆様方で御審議いただいて、その考え方に基づく最終的な候補地を市が決定をして、委員の皆様の方にお示しをするというようなことで、そういった役割として委員の皆様方に御議論をお願いしたところでございます。

ですから、1回目の策定委員会では、候補地の考え方、今るる申し上げましたけれども、それを説明をして、さまざまな視点から意見が出て、建設候補地の考え方が一定整理をされましたので、それに合致する建設候補地を執行部のほうで選定するようにしております。

その結果を次回、第2回の策定委員会の中でお示しをし、そこを確認いただいた上で、今度はそれをさらに絞り込んで、最終的な候補地として選び出すための評価項目の検討作業をお願いします。そこで、決まった評価項目で、建設候補地を市のほうで検討して最終的な候補地案として委員会のほうへお示しをします。

そういった流れで今後進めていきたいということで、委員の皆様方の御理解を頂戴したところでございます。

それで、ちょっと長くなっておりますが、最後に式次第の8で、今後の協議スケジュールということで御議論をさせていただいております。

1回目につきましては、御案内のとおり、もう6月22日に開催をしております、今申し上げましたような形で説明をし、またさまざま意見を頂戴したところでございます。

そこで、建設候補地の抽出の考え方を出していただいておりますので、次回、第2回は8月28日、月曜日14時から、市役所のほうで2回目の策定委員会を開催するとしておりますが、ここで建設候補地等の絞り込みに対する説明、御意見等をいただきながら、かつ今後議論を深めていきます庁舎の規模とか機能、あとアンケートの結果、そういったものについて報告と御議論をいただきたいと思っています。

そのあとは、予定といたしましては、ここでは10月下旬としておりますが10月、あと4回目を11月から12月にかけて開催をさせていただきます、一定そこで委員会から素案的なものの取りまとめをお願いしたいと思っております。その出された素案をパブリック・コメント、市民の皆様方のほうに投げかけをいたしまして、意見を頂戴し、その意見を反映させたところで3月に基本計画を策定すると。こういったスケジュールで今後進めていきたいということで委員の皆様方のほうに御説明したところでございます。

なお、冒頭に部長が申しあげましたように、議会の報告につきましては、6月議会の委員会の中で、この総務文教常任委員会のほうに報告をしてまいりますということでお伝えをしておりました。

それがちょっときょうになってしまっておりますが、今後、8月28日、2回目の委員会開きますけれども、それが終わりましたら、そこで出た意見、そういったものを踏まえての報告の場をまた持たせていただきたいと思いますし、今後もそういった形でこの委員会のほうに、時期と方法につきましては正副委員長のほうにも御相談しながら報告をさせていただこうと思っております。

すいません、ちょっと長くなりまして駆け足でいきましたけど、以上が第1回目の庁舎策定委員会での概要でございます。

古賀和仁委員長

説明が終わりましたので、ただいまから報告についての質疑があればお受けしたいと思います。

尼寺省悟委員

ちょっと確認なんですが、先ほど緊急保全事業について事業年度が平成32年度までと言われたんですが、これは、あなたちょっと言われたように、建設工事が完了するのが平成32年度までに完了、そういう意味ですね。そういうふうに言われたんですね。

石丸健一企画政策部長

本庁舎の竣工が平成32年度ということでございます。（「完了じゃないの」と呼ぶ者あり）
竣工じゃない、完了です。本庁舎です。

尼寺省悟委員

ということは、さっきも言われたようにこのスケジュールについて全部1年間前倒しすると、そういう意味。

例えば、建設工事はこれ平成33年になっているけど32年になって、供用開始が平成33年度からなるということで、このスケジュールね。これ、全部1年間前倒しするというふうに理解していいわけ。

石丸健一企画政策部長

今、どの部分を短縮するかということを検討しております。

竣工が1年前倒しになるということは事実でございます。（発言する者あり）

古賀和仁委員長

マイクをお願いします。

尼寺省悟委員

供用開始が平成33年度になるというふうに理解していいわけ。

石丸健一企画政策部長

そうでございます。

尼寺省悟委員

先ほど、候補地の選定地ということではいろいろ言われたけれども、例えば重心に近いところとか公有地であるということ、それから建物が建ってないとか、そういったことを言われたんやけど。そういったことを考えてみた場合、実際問題として、ここ以外にあるわけ、あるのかなあ。

それ以外にあるとするなら、ぱっと思い浮かぶのは駅の東口ね。あの辺かなと思うけれども、実際問題として、ここ以外にこれだけ厳しい要件をしたときに複数あるということは、ぱっと見てもね、ないような感じがするけれども。

石丸健一企画政策部長

今の、最終の詰めを行っておりますけれども、複数箇所ということで、現在の敷地以外に2カ所候補地を挙げることで調整をいたしております。（「2カ所」と呼ぶ者あり）

ですから、現庁舎を入れて3カ所を候補地として挙げることで今最終調整をしております。

松隈清之委員

非常にスケジュール、厳しいですよ。

今、御紹介あった緊急保全事業なんですけど、これで2割ぐらいかな、全体の事業費の、実際のところは。それで、もちろん2割といえども、ないよりはむしろあったほうがいいんだけど。極論すると、この2割のためにばたばたつくって、今後50年近く使うだろう建物を、この2割のためだけにばたばたつくるべきなのかっていうところもちょっと思うんだよね。

いろんな提案とか御意見あっているんだけど、このスケジュールでいくと、多分間に合わないんだよね、いろんな検討する時間が。

間に合うのかどうかわかんないですよ。間に合うのかもしれないけど、恐らく、この基本計画策定委員会の中では、多分そんな議論なかなかできないんじゃないのかなあ、回数的にも。

決まれば、もうばたばた設計して建ててしまうみたいな流れになると、本当にただ庁舎が建てかわりましたという気がするんだよね。

もちろんこれは、使えるんだったら使ったほうがいいんだけど、20%のために本当はこういうことをやれたのについていう、犠牲にする部分が50年間続くからね、そのあと。そこはちょっと、考えたほうがいいのかなっていう気がするんだけど、いかがですか。

石丸健一企画政策部長

もともとこの有利な起債ができる前は1年遅い、平成34年度からの供用開始ということでした。それで、今回新たな制度ができたということで、これが例えば、もう3年も何年も短縮しなければいけないということであれば到底難しい話ではございましたけれども、現実的に短縮ができるかという検討をした結果、できるというふうに判断をしましたものですから、平成32年度竣工を目指すということにしております。

なお、もともと基本計画については1年間かけて、それから基本設計1年、実施設計1年ですので、具体的には、多分基本設計、実施設計等の仕方を工夫していくというような形になるのではないかとこのふうには思っておりますけれども、他市の事例等も調査をしながら平成32年でできるというふうに判断を現時点でしているところでございます。

松隈清之委員

それは、普通につくれば多分できるんですよ、何も考えんで。今の機能をちょこっと考えて、じゃ会議室ふやしましょうぐらいのやつをそこに建てようと思えばね。いや、できるんですよ多分、そんなに難しくなくて。

いや、それでいいのかわちゅう話ですよ。

いろんなこう、今までの50年の経験なんか逆に役に立たないぐらい変わる可能性あるんですよ、50年つったら。だってこの庁舎が建ったときに、今のこの状態を想定してたかわちゅうと多分想定してないですよ。

今のやつをただつくり変えようと思えばそれはできるんだけど、それでいいのかなということですよ。だから、できるかどうかって言われれば、ただこれを建てかえるだけなら多分できる、多分そういう判断にはなるだろうと思うけど、ただ建てかえるだけでいいのかわちゅうことなんですけどね。

石丸健一企画政策部長

私どもといたしましては、確かに期間的には非常に厳しいというのは認識をしておりますけれども、内容的に濃い内容で十分議論していきたいというふうに思っております。

それで、外部の委員会もそうですし、内部の委員会等、窓口部会等さまざまな部会を設置しております、外部の委員さん等には大きな視点で、どういう機能が必要なのかということをご審議いただけたらというふうに思っております。

何か特色がある機能が付加できたらというふうには考えております。

古賀和仁委員長

ほか、いいですか。

久保山博幸委員

松隈議員言われるように、できますよっていう根拠がどのレベルでおっしゃっているのか、急ぎ過ぎたがゆえに、例えば給食センターを例に出すまでもなく、大きな欠陥を生じるような、そういう施設になってはいかんし、その辺の工事期間に対してのできるという根拠がですね、ちょっとどこに根拠があるのかなっていうところは疑問に思っております。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、質疑を終わります。



古賀和仁委員長

以上で、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 2 時56分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ⑩

